

# 文京区斜面地における建築物の容積率緩和の制限に関する条例

## の改正について

### 1 改正の経緯

文京区斜面地における建築物の容積率緩和の制限に関する条例は住宅地の良好な住環境の保全を図ることを目的とし、平成17年12月に制定したものです。

このたび、平成26年度の建築基準法改正に伴い必要とされる規定の整備を行うため改正します。

### 2 改正の内容

平成26年度の建築基準法の改正により、地階において、容積率を算定する延べ面積としては含まない用途の対象に老人ホーム等が加わりました。

現行条例では対象となる建築物の用途は共同住宅と長屋ですが、今回の法改正に当該条例を適用させる建築物の用途を合わせます。

### 3 改正素案（抜粋）

第四条 この条例の規定は、共同住宅若しくは長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下「老人ホーム等」という。）の用途に供する建築物（共同住宅若しくは長屋又は老人ホーム等の用途に供する部分を有する建築物を含む。）で周囲の地面と接する位置の高低差が三メートルを超えるものに適用する。

※下線部は変更箇所を示しています。